ＪＹ８０Ａ

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法　　規　１２問
無線工学　２４問　｝３時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

［1］　次の記述のうち、無線局を開設しようとする際に総務大臣の免許を必要とするものはどれか。電波法（第４条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
2　２６．９メガヘルツから２７．２メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が０．５ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
3　携帯無線通信を行う陸上移動局であって、適合表示無線設備のみを使用するもの
4　空中線電力が１ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第４条の３（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの

［2］　次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許の申請の期間について述べたものである。電波法（第１３条）、電波法施行規則（第７条）及び無線局免許手続規則（第１８条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　免許の有効期間は、免許の日から起算して［ A ］を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
②　特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）の免許の有効期間は、［ B ］とする。
③　固定局の免許の有効期間は、［ A ］とする。
④　再免許の申請は、特定実験試験局にあっては免許の有効期間満了前１箇月以上３箇月を超えない期間、固定局にあっては免許の有効期間満了前［ C ］を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が１年以内である無線局については、その有効期間満了前１箇月までに行うことができる。
⑤　④にかかわらず、免許の有効期間満了前１箇月以内に免許を与えられた無線局については、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	５年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	１箇月以上１年
2	２年	当該実験又は試験の目的を達成するために必要な期間	３箇月以上６箇月
3	２年	当該周波数の使用が可能な期間	１箇月以上１年
4	５年	当該周波数の使用が可能な期間	３箇月以上６箇月

［3］　次の記述のうち、通信方式の定義に適合しないものはどれか。電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。
2　「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
3　「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
4　「同報通信方式」とは、特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

［４］　次の記述は、受信設備の条件等について述べたものである。電波法（第２９条及び第８２条）及び無線設備規則（第２４条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて［ A ］の機能に支障を与えるものであってはならない。
②　①の副次的に発する電波が［ A ］の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が［ B ］以下でなければならない。
③　無線設備規則第２４条（副次的に発する電波等の限度）第２項以下の規定において、②にかかわらず、別段の定めがあるものは、その定めるところによるものとする。
④　総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が［ A ］の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
⑤　総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、［ C ］ことができる。

	A	B	C
１	重要無線通信に使用する無線設備	４ナノワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める
２	重要無線通信に使用する無線設備	４ミリワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
３	他の無線設備	４ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
４	他の無線設備	４ミリワット	その事実及び措置の内容を記載した書面の提出を求める

［５］　次の記述は、電波の質及び用語の定義について述べたものである。電波法（第２８条）及び電波法施行規則（第２条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の１から４までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、［ A ］電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
②　「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の［ B ］からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。
③　「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の［ C ］に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等［ C ］の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	A	B	C
１	空中線電力の偏差等	特性周波数の基準周波数	０．１パーセント
２	高調波の強度等	特性周波数の基準周波数	０．５パーセント
３	高調波の強度等	特性周波数の割当周波数	０．１パーセント
４	空中線電力の偏差等	特性周波数の割当周波数	０．５パーセント

［６］　次に掲げる事項のうち、無線従事者の免許を与えないことができる者に該当しないものはどれか。電波法（第４２条）の規定に照らし、下の１から４までのうちから一つ選べ。

１　電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第７９条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により業務に従事することを停止され、その処分の期間が終了した日から２年を経過していない者
２　電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第７９条の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者
３　電波法第９章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
４　不正な手段により免許を受けて電波法第７９条の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者

［7］　次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第１０条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

①　必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
②　無線通信に使用する用語は、できる限り［A］。
③　無線通信を行うときは、自局の［B］、その出所を明らかにしなければならない。
④　無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、［C］しなければならない。

	A	B	C
1	簡潔でなければならない	電波の発射場所を付して	通報の送信終了後に一括して訂正
2	簡潔でなければならない	識別信号を付して	直ちに訂正
3	略語を使用しなければならない	電波の発射場所を付して	直ちに訂正
4	略語を使用しなければならない	識別信号を付して	通報の送信終了後に一括して訂正

［8］　次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務の通信を行う無線局を除く。）が免許記録に記録されている目的等にかかわらず運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第３７条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　免許人以外の者のために行う通信であって、急を要するもの
2　人命の救助に関し急を要する通信（他の電気通信系統によっては、当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）
3　電波法第７４条（非常の場合の無線通信）第１項に規定する通信の訓練のために行う通信
4　無線機器の試験又は調整をするために行う通信

［9］　次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第７４条及び第１１０条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の［　　］内には、同じ字句が入るものとする。

①　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が［A］においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を［B］に行わせることができる。
②　総務大臣が①により［B］に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。
③　①による処分に違反した者は、［C］以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信事業者	６月以下の拘禁刑又は３０万円
2	発生した場合	無線局	６月以下の拘禁刑又は３０万円
3	発生した場合	電気通信事業者	１年以下の拘禁刑又は１００万円
4	発生し、又は発生するおそれがある場合	無線局	１年以下の拘禁刑又は１００万円

［10］　次に掲げる免許人（包括免許人を除く。）に関する事項のうち、総務大臣が無線局の免許を取り消すことができる場合に該当しないものはどれか。電波法（第７６条）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、総務大臣から３月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じられ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限されたにもかかわらず、その命令又は制限に従わないとき。
2　免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き６月以上休止したとき。
3　免許人が刑法に規定する罪を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者に該当するに至ったとき。
4　免許人が不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第１７条（変更等の許可等）の許可を受け、又は同法第１９条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

［11］　無線局（登録局を除く。）の免許人の総務大臣への報告等に関する次の記述のうち、電波法（第８０条及び第８１条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

1　免許人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
2　免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
3　総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
4　免許人は、その無線局が他の無線局から混信その他の妨害を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

［12］　次の記述は、無線局（基幹放送局を除く。）の免許記録について述べたものである。電波法（第１４条）の規定に照らし、［　　］内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次の(1)から(11)までに掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許に係る免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が［ A ］することができる状態に置かなければならない。

(1)　免許の年月日及び免許の番号
(2)　免許人の氏名又は名称及び住所
(3)　無線局の種別
(4)　無線局の目的（主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては、その主従の区別を含む。）
(5)　通信の相手方及び通信事項
(6)　無線設備の設置場所
(7)　免許の有効期間
(8)　識別信号
(9)　電波の型式及び周波数
(10)　［ B ］
(11)　［ C ］

	A	B	C
1	閲覧	空中線の型式及び構成並びに空中線電力	運用義務時間
2	閲覧	空中線電力	運用許容時間
3	確認	空中線の型式及び構成並びに空中線電力	運用許容時間
4	確認	空中線電力	運用義務時間